

野田市水道事業告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1

2 指定をした日

令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に納付させることができる歳入

水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料

4 指定する期間

令和7年4月1日から契約期間満了の日まで